

象牙の取引管理制度について (古物商のみなさまへ)

環境省・経済産業省

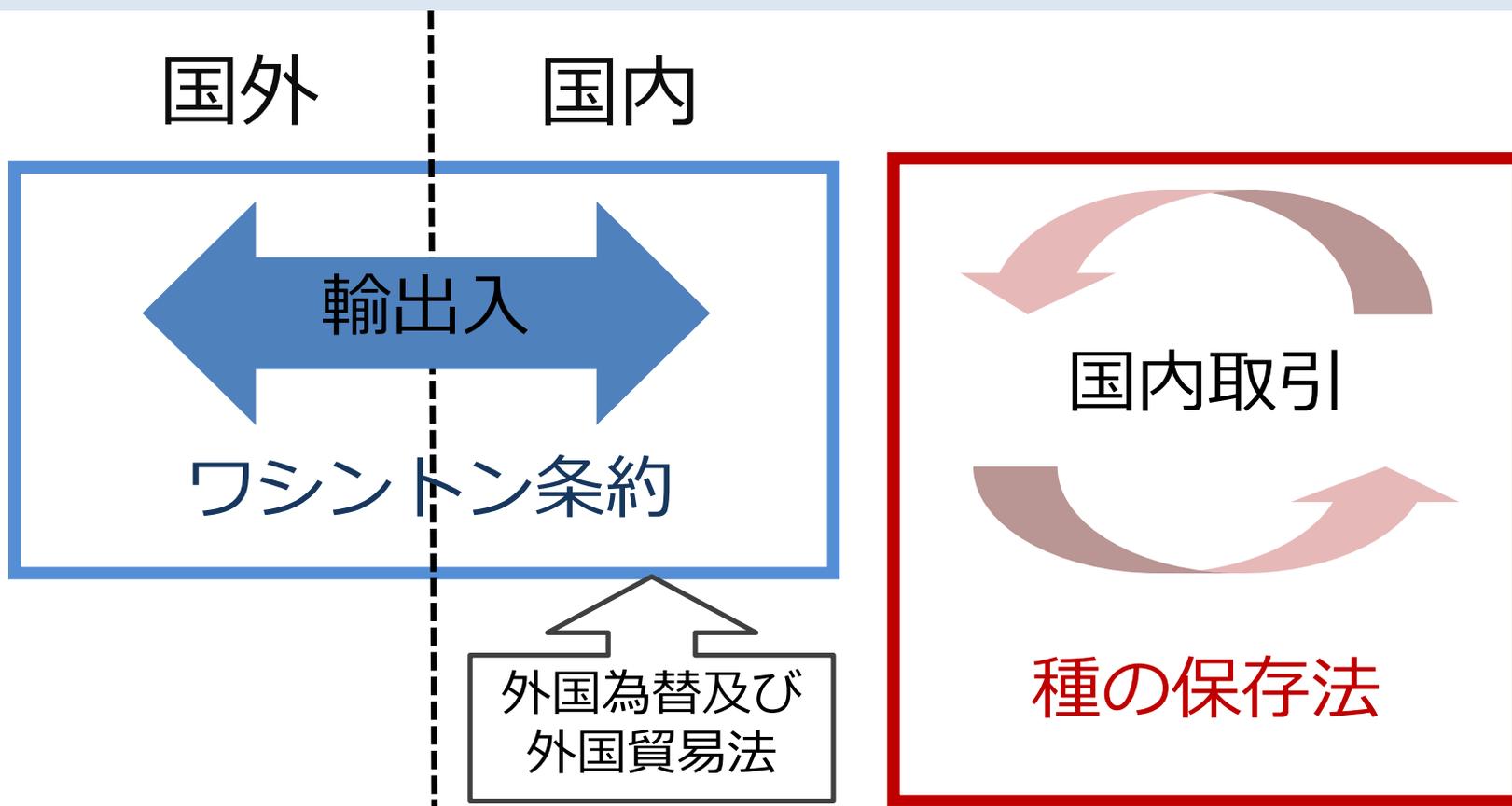
「種の保存法」とは

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

	日本に生息する希少種の保護	海外に生息する希少種の保護
名称	国内希少野生動植物種	国際希少野生動植物種
対象種	本邦に生息する絶滅のおそれのある野生動植物種を選定。 	① ワシントン条約 (CITES) 附属書 I 掲載種 ★アフリカゾウ  ★アジアゾウ ② 二国間渡り鳥条約通報種
禁止事項 ※一部規制の除外あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲・採取 ・ 譲渡し等 ※特定国内種事業 ・ 販売目的の陳列・広告 ・ 輸出入 	<ul style="list-style-type: none"> ★譲渡し等 ※登録制度 (①のみ) ※特定国際種事業 (象牙、べっ甲) ★販売目的の陳列・広告 ★輸出入 (⇒外国為替及び外国貿易法) 
その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護区の指定 ・ 保護増殖事業 	—

国際的な保護の対象である希少種についての種の保存法の役割

絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を管理する「ワシントン条約」を補完する観点から、種の保存法では、特に規制が強い条約の附属書 I 掲載種の国内取引を規制。



象牙の国内取引の規制

象牙（全形を保持している牙（全形牙）、カットピース（分割牙）及び全形を保持していない加工品）を譲渡し、譲受け、引渡し、引取りを行うことは「種の保存法」の規制対象です。また、全形牙の陳列や広告を行うことも同法の規制対象です。

○譲渡し等（法第12条）

- ・あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる場合

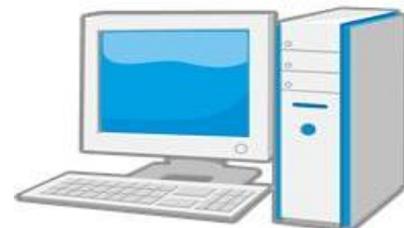
○陳列（法第17条）

- ・販売又は頒布を目的とした陳列

○広告（法第17条）

- ・販売又は頒布を目的とした広告

※紙に限らず、インターネットでの広告も含む



象牙の国内取引の管理制度（概要）

占有者

全形を保持している牙（全形牙）



生牙
磨牙
彫牙

全形牙の登録

(全形牙の登録)
登録記号番号、
登録票の交付

製造業者

半加工の象牙



カットピース



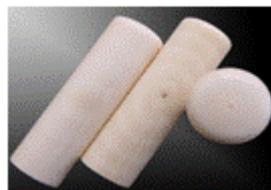
端材

事業の届出

経済産業省及び
環境省への届出

卸売業者

象牙製品



製品の認定

標章の交付

小売業者

全形牙の国内取引制度

全形牙の譲渡し等と陳列・広告を行うには環境大臣に登録しなければなりません。（法第12条及び第17条）



※全形牙（全形を保持した牙の定義）

1. ゆるやかに弧を描き、根元から先端にかけて先細るといった一般的に象牙の形と認識できるものを、全形が保持されている象牙として扱う。具体的には以下の通り。
 - (1) 管理票の記載その他の情報により、分割されたこと（形状を整えるための軽微なものは除く。以下、同じ。）が確認できないものは、以下の通り扱う。
 - ①先端部を含み、歯髄腔が確認できる象牙は、全て全形を保持している象牙として扱う。
 - ②先端部を含み、歯髄腔は確認できないものの、長さが20 cm以上の象牙は、全形を保持している象牙として扱う。
 - ③先端部を含むものの、歯髄腔が確認できず、長さが20 cm未満の象牙は、全形を保持している象牙ではないものとして扱う
 - (2) 管理票の記載その他の情報により、分割されたことが確認できるものは、全形を保持している象牙ではないものとして扱う。
 - (3) 象牙の一部が欠けている場合であっても、一般的な象牙の形を認識することができる程度であれば、全形を保持しているものとして扱う。
2. 全形を保持している象牙に加工を施したもの（例：磨牙、彫牙）は、その彫りの程度や、追加の部品の有無等の加工の程度に関わらず、一般的な象牙の形又は象牙の形を含むと認識することができる場合は、全形を保持している象牙の加工品として扱う。

全形牙の国内取引制度

全形牙の「登録」とは？

○登録を受けることにより、譲渡し等及び販売目的の陳列・
広告が可能（法第12条、第17条）

○登録可能な象牙（登録要件）（法第20条、政令第4条）

① **規制適用前に取得されたもの**

- ・ **アジアゾウ**：昭和55年11月4日より前
- ・ **アフリカゾウ**：平成2年1月18日より前

② **関税法の許可を受けて合法に輸入されたもの**

- ・ 過去のワンオフセール等

○登録方法

- ・ **登録機関（自然環境研究センター）に申請する**

⇒要件を満たし登録された場合、**登録票**が交付される

国際希少野生動物種登録票	
<small>（種別・個体の区分・個体の番号・個体の種々の加工品）</small>	
登録記号番号 第 0000-000000 号	
種名 区分又は名称	アフリカゾウ 牙
登録時 （平成26年 6月日） における 主な特徴	全長 105.5cm 重量 9.25kg
備考	

00000-0000

平成26年6月2日交付
一般財団法人
自然環境研究センター 理事長

全形牙の国内取引制度

登録後の全形牙の取引等の規則

以下に違反した場合、罰則が課される。

①譲渡し等

登録票と共に行う

②販売目的の陳列

登録票を備え付ける

③販売目的の広告

登録をしている旨及び
登録記号番号を表示する

④占有者の変更等：

譲受け/引取りをした者は、**30日以内**に届出を行う。

氏名・住所等が変わった場合も**30日以内**の届出を行う。

⑤自己処分等で占有しなくなった場合：

30日以内に登録票を返納する。



登録票とセットで
陳列・売買！



例：「この全形牙は登録済みです。
登録記号番号は###-#####です」

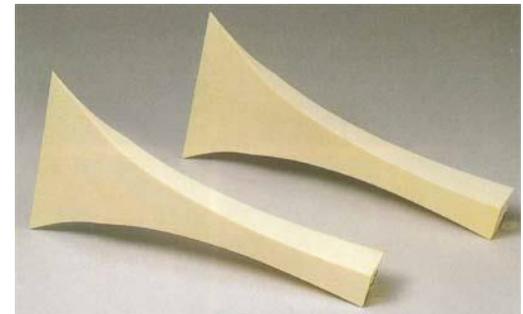
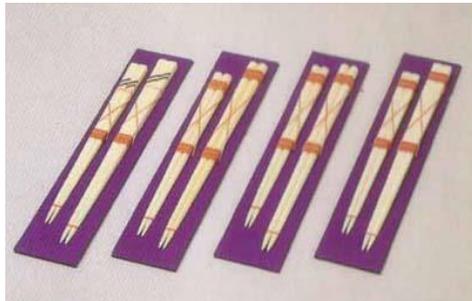
全形牙の取引等の違反に対する罰則

違反内容	個人	法人
無登録の全形牙の譲渡し等 (法第12条違反)	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金 (5年以下の懲役又は500 万円以下の罰金)	1億円以下の罰金 (1億円以下の罰金)
無登録の全形牙の陳列・広 告 (法第17条違反)	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 (1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金)	2,000万円以下の罰金 (2,000万円以下の罰金)
偽りその他不正な手段によ る登録 (法第20条違反)	1年以下の懲役又は100万円 以下の罰金 (5年以下の懲役又は500万 円以下の罰金)	2,000万円以下の罰金 (1億円以下の罰金)
登録票の管理等義務の違反 (法第21条違反) ・登録票なしの譲渡し等 ・登録票を備え付けない陳列 ・登録記号番号等を表示していない広 告 ・占有者変更の届出漏れ	30万円以下の罰金 (30万円以下の罰金)	30万円以下の罰金 (30万円以下の罰金)

注：赤字は、改正種の保存法（平成29年6月2日成立）施行後の罰則

象牙製品等の国内取引制度

象牙製品等（カットピース（分割牙）及び全形を保持していない加工品）を譲渡し又は引渡しを行おうとする個人又は事業者は、種の保存法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣に「**特定国際種事業の届出**」を行わなければいけません。（法第33条の2）



特定国際種事業：届出・記載台帳の記載

特定国際種事業の届出の提出

- ・象牙製品等の取引を行う者は**「事業の届出」が必要**

※取引は、有償・無償を問わない

※全形を保持した象牙の譲渡し等を行う場合は、「事業の届出」ではなく全形を保持した象牙の「登録」が必要

※所在地・代表者・連絡先等の変更があった際には、「変更届」の提出が必要

取引記録（記載台帳）の記載と保存

- ・**取引のたび**に記載台帳に記載する必要あり
- ・記載台帳は**5年間保存**し、環境大臣及び経済産業大臣の求めに応じて**提出する**必要あり（**報告徴収**）

※報告徴収は、製造業者の場合は毎年、その他事業者の場合は隔年で実施

※立入検査は、必要に応じて実施

特定国際種事業関係規定の 主な違反に対する罰則

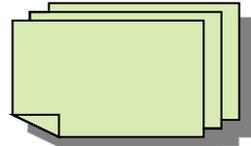
違反内容	個人	法人
無届出事業、虚偽の届出 (法第33条の2違反) (無登録事業、虚偽の登録)	50万円以下の罰金 (5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金)	50万円以下の罰金 (1億円以下の罰金)
報告徴収への虚偽報告、立 入検査拒否等 (法第33条の5で準用する第33条 第1項違反)	30万円以下の罰金 (30万円以下の罰金)	30万円以下の罰金 (30万円以下の罰金)
書類不備 (法第33条の3第2項違反)	行政処分(指示処分。指示に違反した場合は3月以下 の業務停止) (行政処分(措置命令、6月以下の業務停止、登録 取消し))	

注：赤字は、改正種の保存法（平成29年6月2日成立）施行後の罰則

注：象牙に係る特定国際種事業は、上記改正種の保存法施行後は特別国際種事業となる

象牙の輸出は厳しく規制されています

ワシントン条約適用後に取得された象牙は、原則輸出禁止です。



輸入時に使用した輸出国発行証明書
(条約適用以前取得であることが分かるもの)

条約適用以前*に取得したことが科学的／史実的に確認できる資料

(条約適用以前取得であることを証明できない場合)



経済産業大臣の輸出承認を受けなければ輸出できません。
(象牙製品 (アクセサリー、ピアノ等) ・美術品等)
※種の保存法の登録票があっても輸出できません。

輸出禁止

* アジアゾウは1975年6月30日以前、アフリカゾウは1976年2月25日以前取得が条約適用以前取得になります。

海外からの旅行者が日本で購入した象牙や象牙製品を日本国外に持ち出す可能性もあり、事業者は注意が必要となります。

お問合せは下記の窓口へ（1）

1. 小売事業等の届出について

届出先	住所 (TEL)	所管都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 (TEL 011-709-1784)	北海道
東北経済産業局 地域経済部 情報・製造産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 (TEL 022-221-4903)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東経済産業局 産業部 国際課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 (TEL 048-600-0262)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 (TEL 052-951-2724)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、 三重県
近畿経済産業局 産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 (TEL 06-6966-6022)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 地域経済部 参事官(ものづくり産業担当)	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 (TEL 082-577-7761)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 (TEL 087-811-8520)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (TEL 092-482-5445)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (098-866-1730)	沖縄県

お問合せは下記の窓口へ（２）

2. 全形牙の登録について

登録先	住所 (TEL)	所管都道府県
一般財団法人 自然環境研究センター 国際希少種管理事業部	〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7 (TEL 03-6659-6018)	全国

3. 象牙・象牙製品の輸出入について

連絡先	住所 (TEL)	所管都道府県
経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 (TEL 03-3501-1723)	全国